

光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定方針 (兼 骨子案)

1 趣旨

本市では、高齢者保健福祉の推進と介護保険事業の運営のための法定計画である「光市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（令和3年3月策定）」に基づき、高齢者の保健福祉等の充実に取り組んでいる。

この計画の期間が令和3～5年度の3年となっていることから、国の動向や本市の高齢者の現状・課題などを見極めながら、令和6年度から始まる「光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定する。

2 計画の位置付け

- (1) 老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画
- (2) 介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画
法に基づき、上記2つの計画を一体的に策定する。

計画	計画の目的	根拠
高齢者保健福祉計画	高齢者の介護保険以外のサービスや生きがいくりなど、地域における福祉水準の向上を目指す計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険給付サービスの見込量とその確保等、制度の円滑な実施に向けた取組内容を定めた計画	介護保険法第117条

↓

【介護保険事業計画】
 国の**基本指針**に即して、**3年を1期**とする計画を定める。

[必須記載事項]

- ・日常生活圏域の設定
- ・各年度における必要利用定員数
 （認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る）
- ・各年度における種類ごとの介護サービスの見込量
- ・各年度における地域支援事業の見込量
- ・自立した日常生活の支援、介護予防・重度化防止及び介護給付費等の費用の適正化に関する取組と目標

[任意記載事項]

- ・必要利用定員数の確保のための方策
 （認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る）
- ・種類ごとの介護サービスの見込量の確保のための方策
- ・各年度における地域支援事業に要する費用と、見込量の確保のための方策 など

～第10期計画 [令和9年度～令和11年度] での検討事項～

認知症基本法（P4参照）に基づく「市町村認知症施策推進計画」を一体的に策定

3 国の動向

(1) 基本指針案 (=計画策定に対する基本的な考え方)

次期計画期間中に団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えるが、2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。一方で、高齢化のスピードや介護ニーズの動向は都市部と地方など地域ごとに大きく異なり、地域差の拡大も見込まれている。

こうしたことから、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を計画に位置付けていくことが求められる。

《基本指針で言及されている年次》

・第 8 期 2025 年、2040 年

・第 9 期 2025 年、(2035 年)、2040 年、2055 年、2060 年

第 9 期介護保険事業計画における一層の充実が求められる 3 つの基本的な事項
(第 9 期介護保険事業計画 基本指針案より)

① 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要がある。
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及が重要である。

② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実化について集中的に取り組むことが重要である。
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要である。
- デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備が必要である。

③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施することが必要である。
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進することが重要である。

(2) 法改正・制定

ア 介護保険法の改正（主なもの）

令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」により、介護保険法が改正された。今後、必要な政省令の改正などの施行準備が順次進められる。

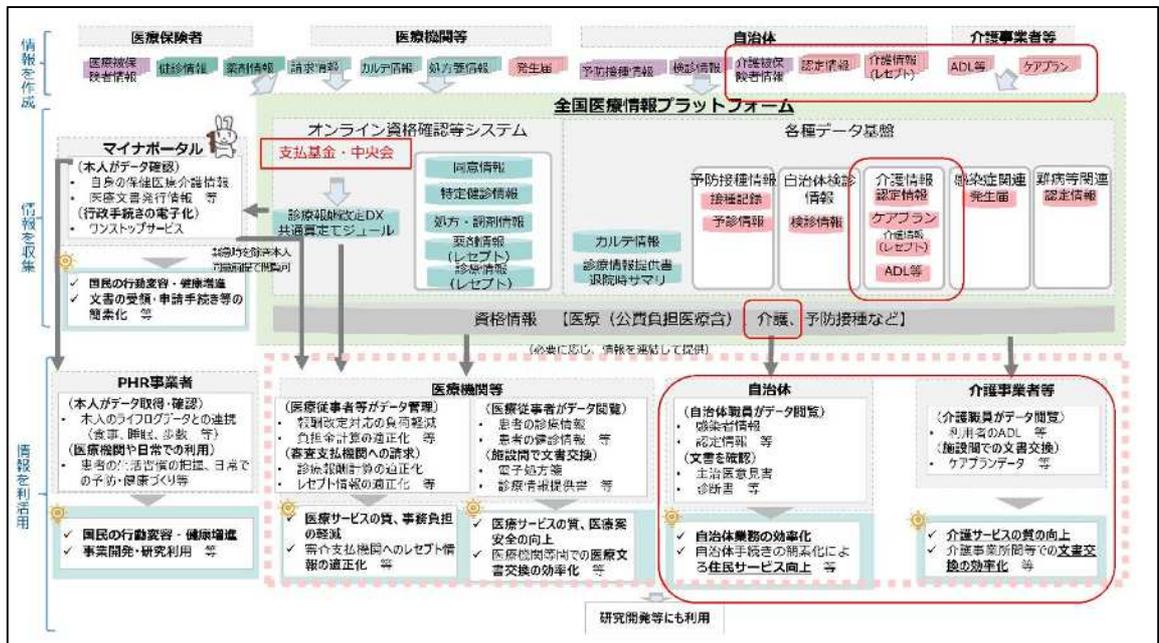
(ア) 介護情報基盤の整備【施行日：公布後4年以内（R9.5.18）の政令で定める日】

介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施することにより、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備する。

- ・ 保険者である市町村が実施主体 ⇒ **地域支援事業として位置付け**
- ・ 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できる。
- ⇒ 委託を法的に明確化したことにより、実質的に全国一律で委託。

国が「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、令和8年度から全国実施予定。市町村はランニングコストの負担のみ（地域支援事業の法定負担）だが、運用のためのシステム改修も必要となる

《イメージ図》



(イ) 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務【施行日：R6.4.1】

都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設など。

※都道府県・市町村の介護保険事業（支援）計画の任意的記載事項に追加

(ウ) 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化【施行日：R6.4.1】

- ・看多機を、複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付け
- ・サービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助)が含まれる旨の明確化を通じて、更なる普及を進める。

(エ) 地域包括支援センターの体制整備等【施行日：R6.4.1】

- a 要支援者に行う介護予防支援について、**居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)も市町村からの指定を受けて実施可能**とする。(指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施)
- b **総合相談支援業務**について、その一部を**ケアマネ事業所等に委託することを可能**とする。(委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施)

イ 認知症基本法の制定

令和5年6月16日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)」が公布され、認知症に関する初の法律が制定された。(それ以前は施策推進大綱のみ)【施行日：公布日から1年以内】

●地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の定める基本理念にのっとり、適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施する責務を有することとされている。

●認知症施策推進計画の策定(努力義務)

都道府県及び市町村は、当該地域の実情に即した認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

《策定の留意点》

- ・国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえる
- ・他の法令の規定による計画との調和
- ・認知症の人及び家族等の意見を聞くよう努めなければならない
- ・**介護保険事業計画をはじめ、他の計画と一体的に定めることは可能**

(3) 令和6年度制度改正(「給付と負担」関係) ※国が年末までに結論

ア 1号保険料負担の在り方

- ・国の定める保険料の標準段階(現在は9段階)の多段階化
⇒9段階目を細分化して13段階とする検討
- ・高所得者の標準乗率の引上げ
- ・低所得者の標準乗率の引下げ

イ 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し

- ・介護保険制度の2割負担は第1号被保険者の所得上位20%相当
⇒後期高齢者医療制度と同様に所得上位30%とする検討

ウ 介護老人保健施設(老健)と介護医療院の多床室の室料負担

	特養		老健・介護医療院	
	個室	多床室	個室	多床室
光熱水費	自己負担	自己負担	自己負担	自己負担
室料	自己負担	自己負担	自己負担	<u>自己負担外</u>

↑
自己負担とする検討

(4) 第8次医療計画との整合性の確保

このたびは6年に1度の医療計画と介護計画の同時改定となるため、医療計画との整合性の確保が重要となる。

ア 整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保

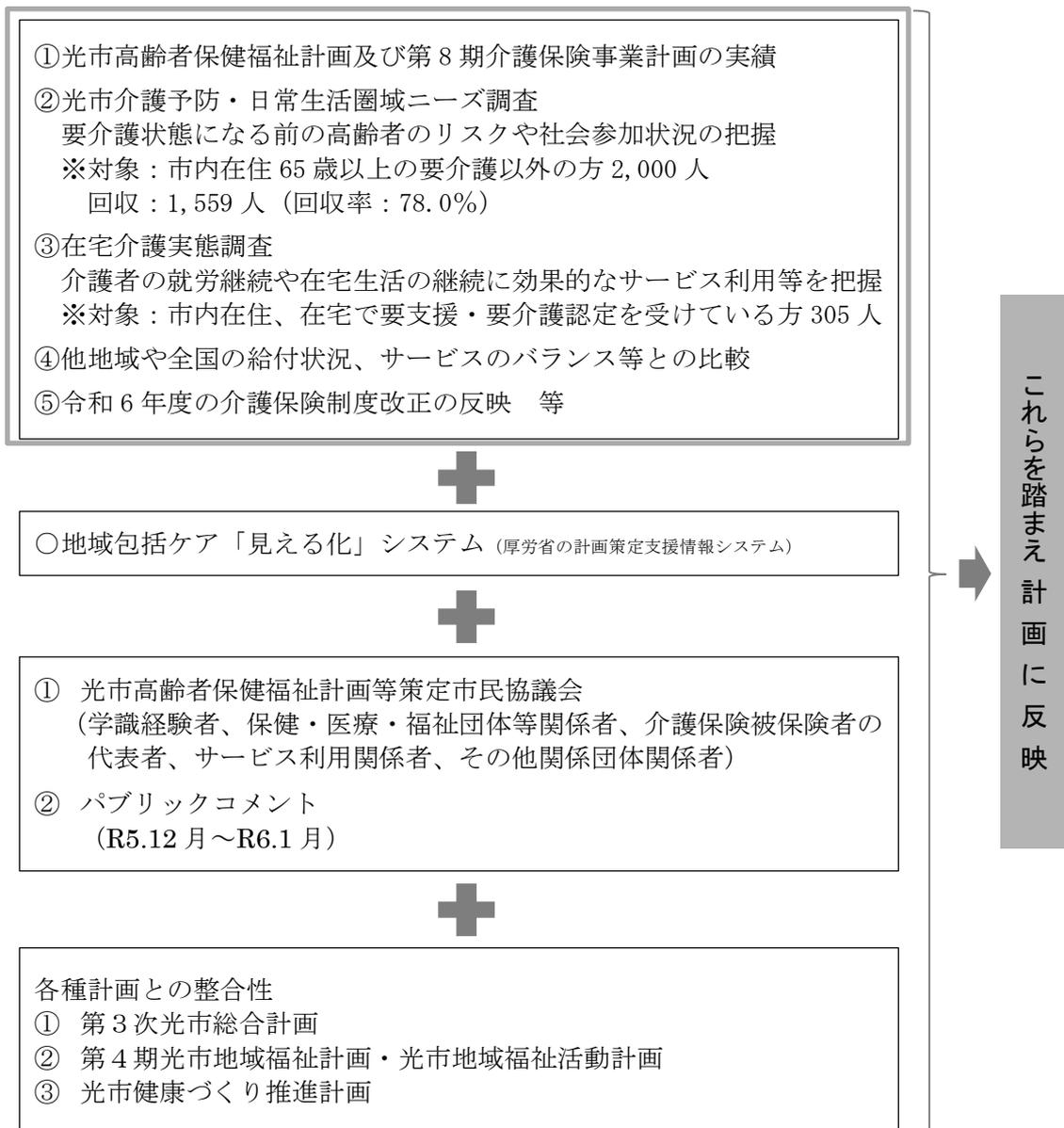
医療療養病床の介護保険施設等への転換意向を把握し、介護サービス量に見込む。この際、医療療養病床から介護保険施設等への転換は、第9期計画から総量規制の対象外となることに留意し、入所必要定員総数・サービス見込量に確実に反映すること。

イ 地域医療構想調整会議の議論の状況等の共有

都道府県及び市町村の医療・介護担当部局の緊密な連携が必要。

4 計画策定の進め方

- 本市の人口動態や介護ニーズの動向を把握するとともに、中長期的な推計や変化を踏まえ、本市の実情に応じた介護サービスの基盤整備、介護現場の生産性の向上などの施策を計画に位置付ける。
- その際、第8期計画の目標の達成状況の把握や課題の整理、市民への光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査、市民協議会等を通じて把握した高齢者のニーズや生活実態等を分析し、課題解決のための取組みを検討し計画に位置付ける。
- 広く市民の意見等を反映するため、パブリックコメントを実施する。
実施期間：令和5年12月～令和6年1月（約1箇月間）
- 議会（常任委員会）への報告（12月中間案、3月最終案）
- 計画を冊子としてとりまとめ、庁内関係部署、市議会、介護施設等関係者で共有



5 計画の策定体制

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び推進について、市民の意見や提言を幅広く反映させるため、市民協議会を設置。（任期：委嘱の日～R8.3.31）

6 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

第5期			第6期			第7期			第8期			第9期			
H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R22 2040
H24 地域包括 ケア元年			地域包括ケアシステムの構築			地域包括ケアシステムの深化・推進									
第5期	① (長期) 展望														
第6期															
第7期															
第8期									② ● 目標			念頭			
第9期									③			展望			

- ① 本市では、第5期を「地域包括ケア元年」として位置づけ、令和7年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとし、第7期からは、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできた。
- ② 第8期（R3-R5）では中長期的な視点を持ち、2025年（令和7年）を目標とするとともに、2040年（令和22年）の目指すべき姿を念頭に置いて計画を策定・推進してきた。
- ③ 第9期は計画期間中に2025年（令和7年）を迎えることとなるため、国の基本指針案において中長期的な目標を示すとされていることを踏まえ、2040年（令和22年）を展望することを明確にした上で策定・推進する。

※第3次光市総合計画の「ひかり未来展望」において展望する地点（2040年）とも整合が図られる。

7 計画の構成（骨子案）

国においては、第8期計画同様、地域共生社会の実現など2040年を見通した中長期的な地域包括ケアシステムの深化・推進のための基本指針案が示された。

本市においては、第8期から2040年の目指すべき姿を念頭に置いて計画を策定・推進してきたが、次期計画期間中に2025年を迎えることから、計画で展望する地点を明確に2040年に定めるため、将来像のサブタイトルを変更する。

一方で、国の目指す方向性は引き続き『地域包括ケアシステムの深化・推進』であるため、キーワードや重点目標、施策体系は第8期を継承することとし、国が示す第9期計画の3つの基本的な考え方は、「施策の展開」の中で整理していく。

※計画体系図はP.10に掲載

計画の将来像

・第8期（現計画） 住み慣れたまちで自分らしく生きる
～高齢者にやさしい「わ」のまちひかり～



・第9期（新計画） 住み慣れたまちで自分らしく生きる
～高齢者が輝く やさしさつながるまちひかり～

《変更のポイント》

- 第3次光市総合計画が目指すまちの姿と整合を図る
- 第7期計画からキーワードの1つとして掲げてきた「つながり」を組み込む

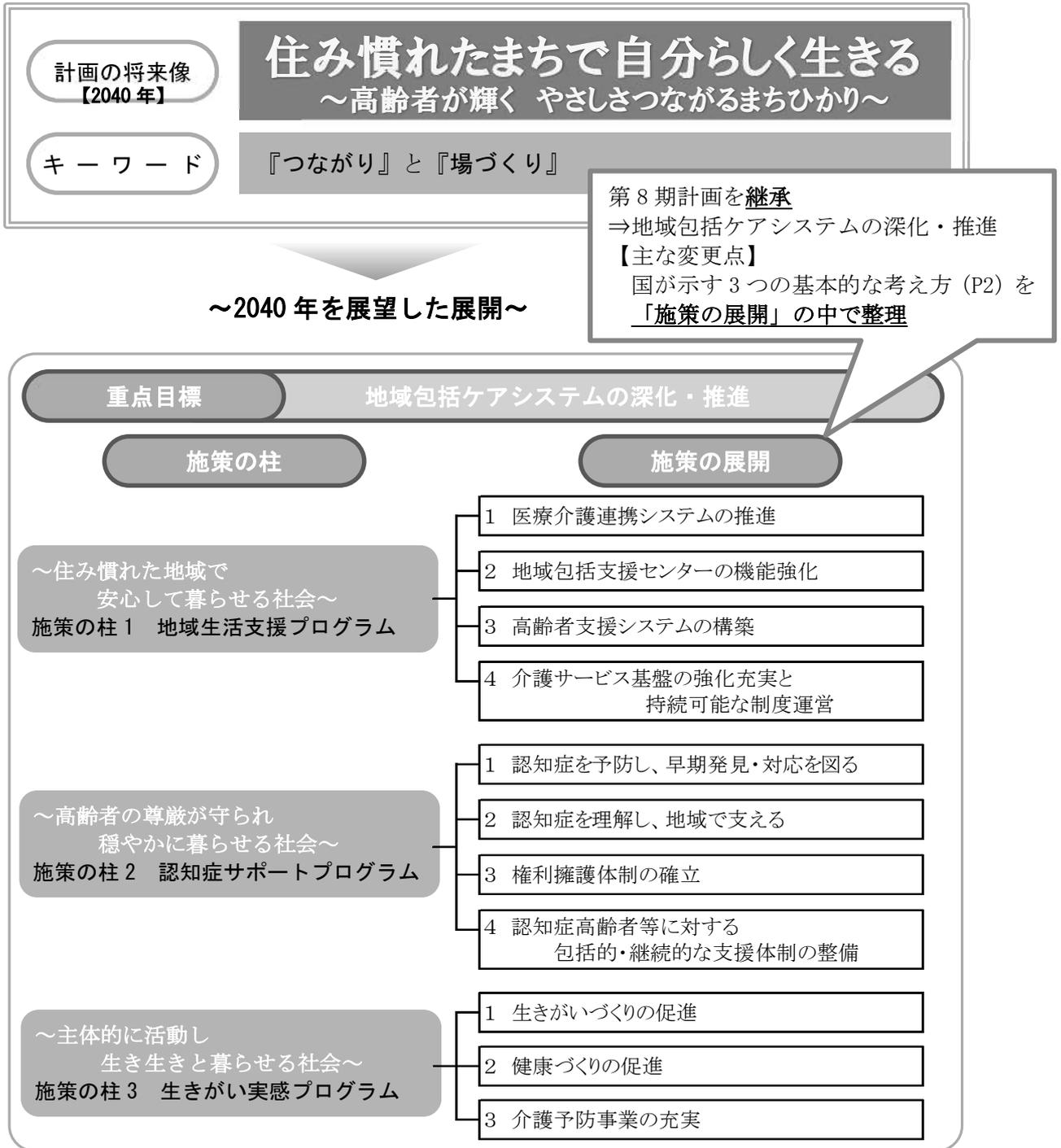
[第3次光市総合計画が目指すまちの姿]

ゆたかな社会
～人が輝き やさしさがつながる 幸せ創造都市 ひかり～

【参考】第1期～第9期の将来像、キーワード等

期	期間	将来像	キーワード等	目標年
1	H12-16	高齢者の誰もが ひかり輝き 安心して 生き生きと暮らせる 元気都市	—	5年後
2	H15-19			5年後
3	H18-20	高齢者の誰もが ひかり輝き 地域の和で支えあう 安心生活都市	—	10年後を念頭
4	H21-23			3年後
5	H24-26	住み慣れたまちで自分らしく生きる ～高齢者にやさしい「わ」のまちひかり～	対話・調和・人の輪 ※地域包括ケア元年	10年後 (2020 or 2021)
6	H27-29		〃	2020年度(H32) +2025年を見据え
7	H30-R2		つながり、場づくり ※地域包括ケアの深化・推進	2025年(R7)
8	R3-5		〃	2025年(R7) +2040年を念頭
★ 9	R6-8	住み慣れたまちで自分らしく生きる ～高齢者が輝く やさしさつながるまちひかり～	〃	2040年(R22)

第9期計画の体系図



8 策定スケジュール

- ・ 11月 市民協議会（第1回）
- ・ 12月 市民協議会（第2回）
議会常任委員会報告（中間案）
パブリックコメント
- ・ 3月 議会常任委員会報告（最終案）
市民協議会（第3回）